

議題（1）令和5年度分地域公共交通計画別紙の変更について

地域公共交通計画変更届出書一式 （令和5年度分）

令和6年3月書面開催

第27回飯能市地域公共交通対策協議会

5 飯交政発第 号
令和 6 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 飯能市地域公共交通対策協議会
住 所 埼玉県飯能市大字双柳 1-1
代表者氏名 会長 飯能市長 新 井 重 治

地域公共交通計画変更届出書

令和 5 年 8 月 31 日付け国総地第 71 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

- 変更日 令和 6 年 3 月 日
- 変更箇所 別紙 1 のとおり
- 変更理由 別紙 2 のとおり

※本届出書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

別紙 1

変更概要	変更前	変更後
車両減価償却費等補助の活用	あり	なし

変更箇所	内容
地域公共交通計画別紙 項目 11～13	車両減価償却費等国庫補助金を活用しないことから、当該項目を「該当なし」に変更した。
同 項目 18	協議会の開催状況と主な議論について追記した。

理由書

飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画に記載した各系統について、車両減価償却費等補助を活用するため、令和 5 年 4 月に車両を発注した。その後の経緯は下記のとおりである。

① 令和 5 年 4 月 27 日 埼玉トヨペット宛に注文書送付

注文当初は納車まで計 8 か月(完成車として 6 か月、ワンマン機器搭載・ラッピング等に 2 か月)を見込んでおり、このとおり順調に進んだ場合、1 月上旬納車であった。

② 令和 5 年 11 月 29 日 トヨタ自動車(メーカー)より埼玉トヨペット(販社)へ譲渡

この時点で 1 か月遅延しており、世界的な半導体不足により部品供給が遅れたことにより車両本体の完成が遅延した。上記の譲渡年月日については書類上の日付であり、全国的な納期遅れの影響で回送手配が付かず、埼玉トヨペットが車両本体を受領したのは 12 月下旬であった。

③ 令和 6 年 1 月 12 日 恒陽(1 次架装業者)へ入庫。ワンマン機器改造工事を開始。

改造に約 2 か月を要することから、現状での改造完了は 3 月上旬を見込む。

上記①～③により、当該車両の納車が大幅に遅れることとなった。このため、当該補助金交付要綱別表 11 の 2 補助対象事業の基準イに定める 1 月 31 日までに取得することができない見込みとなったため、計画変更するものである。

(付記)

当該車両は令和 6(2024)年 1 月 29 日付トヨタ自動車株式会社ニュースリリース「豊田自動織機「認証不正問題」について」の対象となるエンジンを搭載していることから、改造工事を終えた後、当社へ納車可能であるかどうかは現在販社を通じて確認中。

新車注文書

裏面記載の特約事項に基づき、下記のとおり注文いたします。

契約形態
 現金
 後払
 自社社賦
 信用購入あっせん

車名	新型ハイエースバン DX 4ドア STD707 14コン(コメーカー) コミスロンサイドバード 2800CC(1GD-F1V) FR 6A/T	型式	GDH223B-LETDY
ボディーカラー	初付	個数	(058)
台数	1	希望納期	月 日 納車場所 貴社

現金販売価格
 車両本体価格 < 10.0% > 3,735,600
 車両本体値引き (-) 250,000
 メーカーオプション価格 < 10.0% > 140,800
 付属品価格 < 10.0% > 394,540
 合計 ① 4,020,940

支払方法 現金 2. 手形 3. 口座引落 4. 振込

支払条件
 頭金 (うち申込金) 4,020,940
 下取車価格(台)
 下取車残債(-)
 計 ② 4,020,940
 賦払金
 割賦元金(①-②)
 割賦手数料 ③
 計
 割賦販売価格 (①+③)

税金・保険料
 自動車税種別割(翌月登録) 3,000
 自動車税環境性能割
 自動車重量税 10,400
 自賠責保険料(09 13月) 34,100
 計 47,500
 検査登録手続代行費用 31,900
 車庫証明手続代行費用
 納車費用 1 8,580
 下取車手続代行費用
 下取車査定料
 資金管理料金 ⑥ 290
 希望ナンバー代行料 1 330
 ETC費用
 任意課税諸費用

課税分小計 < 10.0% > ④ 41,100
 新規検査登録法定費用 7,640
 車庫証明法定費用
 下取車登録法定費用
 預りリサイクル預託金 ⑤ 18,540
 公正証書作成費用

非課税分小計 26,180
 計 67,280
 道路サービス関連費用
 自動車保険料
 下取自動車税
 スマイルバスボート

合 計 ⑦ 114,780
 支払金合計 (①+③+⑦) 4,135,720
 うち消費税・地方消費税合計 369,276

品名 コード 個数 金額
 内装 FH13
 タイヤ 195/80R15 107/105N LT(15*6J ステ-10C 跡イカ(標準)
 メーカーオプション明細 <10.0%>
 イージ-ロード-(カガ)PSD 24C 1 81,400
 PVM*パンドウカクノキレモント*アミラ-(カメラ) 31SA 1 59,400
 FH/ダ-グレー FH13 1 0
 ※※※ メーカーオプション価格計 ※※※ 140,800
 付属品明細 <10.0%>
 フロアマット デラックスタイプ A3BP 1 44,000
 サイドバード- RVワイドタイプ 1 K00C 1 15,840
 テントウカクノキレサイドステップ A999 1 285,200
 ミツガワスリッパ B999 1 54,400
 付属品(その他)値引き(-) 4,900
 ※※※ 付属品(その他)価格小計 ※※※ 394,540
 ※※※ 付属品価格計 ※※※ 394,540

リサイクル法関連費用明細
 シュレッダーダスト料金 11,940
 エアバッグ類料金 2,800
 フロン類料金 3,670
 情報管理料金 130
 預りリサイクル預託金 ⑤ 18,540
 資金管理料金(消費税込) ⑥ 290
 合計 18,830

下取車価格 査定日
 査定価格
 うち自賠責未経過相当額 車検満了日
 車名 年式
 型式
 車台番号 走行距離
 使用者 登録番号
 所有者
 残債先
 精算方法

令和 5年 7月 27日
 担当店舗 狭山 支店 62
 担当スタッフ 柴 正明 201010

氏名 国際興業株式会社
 住所 千葉県千葉市中央区八重洲2丁目10-3
 生年月日 年 月 日 性別 法人 勤務先 代表取締役社長 南 正人
 職業 一般乗合旅客運送 (コード 66) 勤務先 代表取締役社長 南 正人
 携帯番号 Eメール

使用本拠地 飯能市柳町10-6 (コード 115080590000) 所有者名義 買主
 買主との関係 氏名 印
 住所 千葉県千葉市中央区八重洲2丁目10-3 (コード)
 生年月日 年 月 日 性別 勤務先
 職業 (コード) 勤務先
 携帯番号 Eメール

連保証人 氏名 印 買主との関係 電話番号
 住所 印

賦払金明細	支払日	年 月 日	支払額	円	(金融機関)	車両(別)免責(別)	対人(1名)	対物(別)	搭乗者(1名)	保険料合計	付保の有無	1. 当社 2. 車両 3. 未加入		
												新規	入替	
1. 均等	置置日数	支払回数	支 払 期 間			(手形振出人)	(買主との関係)	実質年率 %	希望ナンバー 抽選	一般	満了日 年 月 日			
2. 不均	日	回	年 月 日 ~	年 月 日										
均等	ホナ期	月	x 回	年 月	(買主との関係)	実質年率 %	希望ナンバー 抽選	一般	満了日 年 月 日					
不均	支払額	月	x 回	年 月										
等	初回支払額	月 日	回	年 月										
	2回目以降毎月	日	回	年 月										

(注1) 後払いの場合の各項は次のように読み替えます。
 割賦元金→残代金 割賦手数料→利息 賦払金計→残代金総額 割賦販売価格→支払総額
 (注2) 信用購入あっせんの場合の各項は次のように読み替えます。
 割賦元金→所要資金 割賦手数料→分割払手数料(支払い回数2回以下の場合、消費税課税対象)
 賦払金計→立替払代金 割賦販売価格→支払総額 賦払金明細→支払内容
 (注3) 後払いの場合の支払日及び支払額については、後払金明細金額欄に記入します。
 (注4) 手続き代行費用には、書類作成費用は含まれておりません。
 (注5) 「OSS」は、自動車保有関係手続のワンストップサービスの略です。

この度は、ご契約いただき誠にありがとうございます。お手数ですが下記書類を 月 日までに、ご用意くださいますようお願いいたします。

① 登録諸費用	円	⑤ 下取車納税証明書	通
② 印鑑証明書	登録名義人	⑥ 会社登記簿謄本	通
	保証人	その他	
	下取車名義人		
③ 車庫証明書	地主の承諾書		
	駐車場契約書(写し)		
④ 住民票/住民除票			
	戸籍謄本/戸籍附票		

振込先 武蔵野銀行 狭山支店 普通口座 1136344
 お振込み手数料はお客様ご負担にてお願い申し上げます

・この注文書には下取車についてリサイクル預託金が預託済であった場合についても、リサイクル預託金相当額は、下取車価格に含んでおりません。
 ・この注文書には使用済車として引取依頼のあった場合、これに関しては記載されておりません。

下取車無き場合はご捺印下さい。 ㊟

1. 環境情報について、当該車両の環境情報説明を受け、環境情報書を受領しました。 2. 当該車両の環境情報説明を辞退します。
 氏名 印 経緯 記載者 印

国際興業株式会社 管理部整備課

室井課長 様 ・ 塗担当課長様

飯能市様ハイエースベースコミュニティバス完成登録スケジュール予定について

標記の件につき、室内外架装工事の進捗ならびに今後スケジュール予定につきご報告申し上げます。

- | | |
|--------------------------|-------------|
| ① 埼玉トヨペット様より（株）恒陽へ搬入 | 1月12日 |
| ② 室内インパネ・トリム類解体 養生及び保管整理 | 1月13日～1月22日 |
| ③ 装備品取付用補強対策工事 | 1月22日～1月31日 |
| ④ ワンマン装置及び電源用室内配線敷設工事 | 1月25日～2月28日 |
| ⑤ インパネ類装着・機器類取付 | 3月1日～3月8日 |
| ⑥ 外部ラッピング施工 | 3月5日～3月8日 |
| ⑦ ワンマン装置類作動点検テスト | 3月12日～3月14日 |
| ⑧ 登録用書類作成 | 3月11日～3月14日 |
| ⑨ 完成検査及び予備検査登録 | 3月15日 |

概ね上記スケジュールにて架装工事進捗を想定遂行させていただいております。不測の事態等によるスケジュールの変更等が発生しうる場合は速やかにご相談・ご報告を申し上げますが、原則このスケジュール厳守にて完工をすべく善処申し上げる次第です。宜しく御願ひ申し上げます。

令和6年2月21日

株式会社 恒 陽

代表取締役 山崎 正

(名称) 飯能市地域公共交通対策協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○精明地区、加治地区

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始しました。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものです。主に、運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として維持・確保していく必要があります。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。

（第2次飯能市地域公共交通計画 51頁参照）

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区にはそれぞれ国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が運行していましたが、人口減少により利用者が極めて少ない状況であったことから、地域旅客運送サービス継続事業を活用して再編を実施します。運行内容については地域住民と検討し、令和4年9月1日から新しい形態での実証運行を開始しました。当該地区は山間地域であり、各地域拠点までの移動手段として、今後も沿線住民の通勤・通学や高齢者等の買い物、通院等の日常的な移動を叶えていく必要があります。

このため、実証運行の結果から利用ニーズを把握し、課題について検証した上で、本格運行の開始予定日である令和5年9月1日から地域公共交通確保維持事業（運行経費、車両購入費）を活用し、各路線を維持・確保していきます。

（第2次飯能市地域公共交通計画 52頁参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○精明地区、加治地区

- ・1 便当たり平均利用者数（全系統合計）：5人以上
 - ・収支率（経常経費に対する経常収入の割合）：20%以上
- （第2次飯能市地域公共交通計画 24頁、66頁参照）

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

(2) 事業の効果

○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○精明地区、加治地区、原市場地区、南高麗地区

- ①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。

（実施主体：市、交通事業者）

（第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照）

- ②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。

（実施主体：市、地域、交通事業者）

（第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照）

- ③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。

（実施主体：地域、市、交通事業者）

（第2次飯能市地域公共交通計画 54、56頁参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

○精明地区、加治地区

飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行事業者に対して運行費用（4,993千円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 2頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 2頁のとおり

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者からの利用実績データの提供により数値を確認するとともに、利用状況等を把握、分析することで事業の効果が得られているかを確認する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区 当該系統は、現在実証運行中であり、ワゴン車両2台と予備車両1台で運行している。予備車両1台については老朽化が進んでおり、今後、より持続的、安定的に運行サービスを提供していく上で、車両1台を導入する必要がある。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標 老朽化が進む車両の代替として新たに1台導入し、3台での運行体制を確保する。
(2) 事業の効果 当該地区における持続的、安定的に運行サービスの提供に寄与する。
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
表6のとおり なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する原市場01系統、原市場02系統、南高麗01系統及び南高麗02系統の車両の取得について、購入費用予定額10,833千円のうち、飯能市から運行事業者への補助金額については、国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年5月30日（第18回協議会）において、当計画別紙（案）について審議、承認された。 ・ 令和5年3月29日（第23回協議会）において、「第2次飯能市地域公共交通計画」、「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区）」及び「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区）」（以下「関連計画等」という。）について審議、承認された。その後、令和5年3月31日に関連計画等を策定した。 ・ 令和5年5月31日 国土交通大臣から飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区、南高麗地区）について認定を受けた。 ・ 令和5年6月19日（第24回協議会）において、当計画別紙の変更案について審議、承認された。
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>○精明地区、加治地区</p> <p>飯能市乗合ワゴンの各系統の運行経路、運賃設定等の運行内容に関しては、令和2年度の実証運行の開始前に対象となる精明地区、加治地区、加治東地区の地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、運行開始以降、利用者アンケート、運転士による利用状況調査等により利用状況を把握しており、今後、必要に応じて運行内容に反映していく。また、ワゴン車内等において利用者からの意見を収集し、必要に応じて運行内容に反映していく。</p> <p>○原市場地区、南高麗地区</p> <p>国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が維持困難となったことを受け、「地域旅客運送サービス継続事業」を活用しながら再編を実施している。新しい移動手段の運行経路等の運行内容については、原市場地区及び南高麗地区の地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、実証運行開始以降、乗込調査等により利用状況を把握し、運行上の安全面の確保を含めて運行内容の見直しを行った。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）埼玉県飯能市双柳 1-1

（所 属）飯能市市民生活部交通政策課

（氏 名）井戸入 大輝

（電 話）042-973-2111（内線 617）

（e-mail）kotsu@city.hanno.lg.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

○精明地区、加治地区

市内の公共交通が不十分である精明地区及び加治地区において令和3年3月10日から「飯能市乗合ワゴン」の実証運行を開始しました。当ワゴンについては、市内拠点のひとつである東飯能駅と各地区を結ぶ移動手段として、その運行内容について地域住民と共に検討し、導入に至ったものです。主に、運転免許を持たない高齢者等が買い物、通院等の日常の移動手段として便利に利用されており、今後も当該地区の主要な移動手段として維持・確保していく必要があります。

このため、本格運行の開始日である令和4年1月24日から地域公共交通確保維持事業により、飯能市乗合ワゴンの各路線（精明西・精明東・加治系統）を確保維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要です。

（第2次飯能市地域公共交通計画 51頁参照）

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区にはそれぞれ国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が運行していましたが、人口減少により利用者が極めて少ない状況であったことから、地域旅客運送サービス継続事業を活用して再編を実施します。運行内容については地域住民と検討し、令和4年9月1日から新しい形態での実証運行を開始しました。当該地区は山間地域であり、各地域拠点までの移動手段として、今後も沿線住民の通勤・通学や高齢者等の買い物、通院等の日常的な移動を叶えていく必要があります。

このため、実証運行の結果から利用ニーズを把握し、課題について検証した上で、本格運行の開始予定日である令和5年9月1日から地域公共交通確保維持事業（運行経費、車両購入費）を活用し、各路線を維持・確保していきます。

（第2次飯能市地域公共交通計画 52頁参照）

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

○精明地区、加治地区

- ・1 便当たり平均利用者数（全系統合計）：5人以上
 - ・収支率（経常経費に対する経常収入の割合）：20%以上
- （第2次飯能市地域公共交通計画 24頁、66頁参照）

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

(2) 事業の効果

○精明地区、加治地区

飯能市乗合ワゴンの各系統を維持することにより、市内精明地区及び加治地区における主に高齢者の買い物、通院等の日常の移動手段が確保される。また、全系統とも市内拠点の東飯能駅に接続していることから、軸となる鉄道路線又はバス路線に乗り換えることにより市内外への広域移動を叶えることができ、住民の外出促進及び地域の活性化につながる。

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 3頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 3頁のとおり

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○精明地区、加治地区、原市場地区、南高麗地区

- ①市内の路線バス等を迷わず利用できるよう作成した「飯能市バスルートマップ」内に飯能市乗合ワゴンの路線を掲載し、配布することで利用周知を図る。

（実施主体：市、交通事業者）

（第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照）

- ②沿線地域の住民に対して利用状況を情報発信するなどモビリティマネジメントを実施するとともに、住民が「マイバス意識」を持って積極的にワゴンを利用し、路線が維持されるよう利用促進を行う。また、運行する路線を利用し、その路線を維持していくことを地域の責務とする。

（実施主体：市、地域、交通事業者）

（第2次飯能市地域公共交通計画 56頁参照）

- ③持続可能な移動手段となるよう、運行収入以外の収入源を確保するため、地域の事業者からの協賛制度等の方策について検討する。

（実施主体：地域、市、交通事業者）

（第2次飯能市地域公共交通計画 54、56頁参照）

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

○精明地区、加治地区

飯能市は、「飯能市地域乗合交通事業運行経費補助金交付要領」に基づき、運行事業者に対して運行費用（4,993千円）から運行収入及び国庫補助金を差し引いた額を負担することとしている。

○原市場（中藤・中沢）地区、南高麗地区

- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区） 2頁のとおり
- ・飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区） 2頁のとおり

6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法

運行事業者からの利用実績データの提供により数値を確認するとともに、利用状況等を把握、分析することで事業の効果が得られているかを確認する。

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年5月30日（第18回協議会）において、当計画別紙（案）について審議、承認された。 ・ 令和5年3月29日（第23回協議会）において、「第2次飯能市地域公共交通計画」、「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区）」及び「飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（南高麗地区）」（以下「関連計画等」という。）について審議、承認された。その後、令和5年3月31日に関連計画等を策定した。 ・ 令和5年5月31日 国土交通大臣から飯能市地域旅客運送サービス継続実施計画（中藤・中沢地区、南高麗地区）について認定を受けた。 ・ 令和5年6月19日（第24回協議会）において、当計画別紙の変更案について審議、承認された。 ・ 令和6年3月書面協議（第27回協議会）において当計画別紙の変更案について審議、承認された。
19. 利用者等の意見の反映状況
<p>○精明地区、加治地区</p> <p>飯能市乗合ワゴンの各系統の運行経路、運賃設定等の運行内容に関しては、令和2年度の実証運行の開始前に対象となる精明地区、加治地区、加治東地区の地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、運行開始以降、利用者アンケート、運転士による利用状況調査等により利用状況を把握しており、今後、必要に応じて運行内容に反映していく。また、ワゴン車内等において利用者からの意見を収集し、必要に応じて運行内容に反映していく。</p> <p>○原市場地区、南高麗地区</p> <p>国際興業バス中藤・中沢線、間野黒指線が維持困難となったことを受け、「地域旅客運送サービス継続事業」を活用しながら再編を実施している。新しい移動手段の運行経路等の運行内容については、原市場地区及び南高麗地区の地域住民の代表者を対象に各地区3回検討会を開催し、意見交換を行った。また、実証運行開始以降、乗込調査等により利用状況を把握し、運行上の安全面の確保を含めて運行内容の見直しを行った。</p>

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）埼玉県飯能市双柳1-1

（所 属）飯能市市民生活部交通政策課

（氏 名）井戸入 大輝

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
飯能市	国際興業(株)	1	(5) 原市場地区 行政センター系統 (原市場01)	小型車両	-	非標準仕様	14	令和5年11月	○	一括	
飯能市 青梅市			(6) 新寺系統 (原市場02)								
飯能市			(7) 小学校系統 (南高麗01)								
飯能市			(8) 南高麗地区 行政センター系統 (南高麗02)								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する 補助対象系統名 (申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
削除											

(注)

1. 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型、小型車両又はプティバスの別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
2. 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
3. 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
4. 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
5. 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。